

平成28年4月1日から

# 介護予防・日常生活支援総合事業 がスタート (総合事業)

総合事業のサービスを利用できるのは、

要支援1・2の人と、高齢者支援センターで実施する基本チェックリストの結果により、機能の低下などが確認された人(事業対象者)となります。

この事業では、

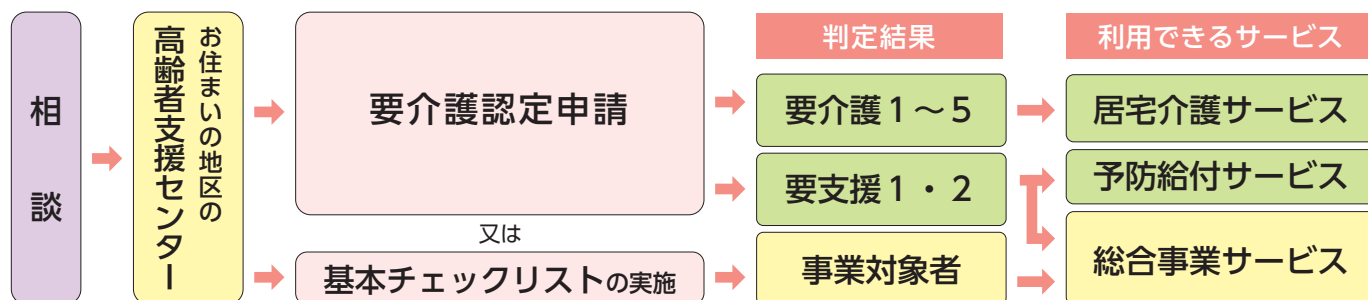
地域の実情に応じて訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)を基本にして、多様なサービスを充実することにより、在宅生活の安心確保を目指します。また、効果的なケアマネジメント等の実施により、日常生活の自立の促進や重度化の予防を図ります。

## 新しい制度の概要



\*要介護1～5の人が利用するサービスは変更ありません。

## サービス利用の流れ



基本チェックリストは身体状況などに関する25項目の質問により、介護が必要な状態を判定するものです。基本チェックリストの実施については、高齢者支援センターにご相談ください。(相談内容によっては、要介護認定申請をお勧めする場合があります。)

総合事業への移行に伴い、これまでのホームヘルプサービスやデイサービスなどの専門的なサービスを引き続き利用することができることに加え、ボランティア、各種団体などによる多様なサービスを順次実施していきます。



	訪問型サービス	通所型サービス
① 現行相当サービス	総合事業移行前と同等の基準により、介護サービス事業所が提供するサービス	
	<b>【サービスの内容】</b> 身体介護や生活援助などのホームヘルプサービス  <b>【利用料金のめやす】</b> 次の金額の1割又は2割負担 週1回程度 12,661円/月 週2回程度 25,311円/月 週3回程度 40,151円/月	<b>【サービスの内容】</b> 機能訓練やレクリエーション、送迎などのデイサービス  <b>【利用料金のめやす】</b> 次の金額の1割又は2割負担 週1回程度 17,359円/月 週2回程度 35,593円/月 ※食費・おやつ代は別途自己負担
② 短期集中予防サービス	集中的な支援により短期間(3か月)で改善が見込まれる人を対象に専門職が提供するサービス	
	<b>【サービスの内容】</b> 運動機能、生活行為向上、栄養改善など状態に合わせたサービスを訪問により実施  <b>【利用料金】</b> 利用者負担なし	<b>【サービスの内容】</b> 筋力向上トレーニングや口腔機能向上など状態に合わせたサービスを通所により実施  <b>【利用料金】</b> 利用者負担なし
③ 住民主体サービス 基準緩和サービス	平成28年度中に順次実施 介護サービス事業所、ボランティア団体等が緩和した基準等により提供するサービス  <ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護サービス事業所が緩和した基準により提供するサービス</li> <li>● ボランティア団体等が地域の実情にあわせて実施する住民主体サービス</li> </ul>	

#### ④ その他の生活支援サービス

##### 【サービスの内容】

- 配食や見守りなど、地域における自立した日常生活の支援を目的としたサービス

※4月からは、「ひとり暮らし高齢者等給食サービス」を総合事業として実施します。



# 総合事業 Q&A



これまでの  
介護保険サービスと  
総合事業とは  
何が違うの？

これまで要支援認定の利用者に対して、全国一律の基準で実施していたホームヘルプサービスとデイサービスについては、平成28年4月から「総合事業」へ移行し、地域の実情に合わせ、相模原市独自の事業として実施することになりました。

総合事業を  
利用できる人は  
どのような人？

要支援1・2に認定されている方、高齢者支援センターが実施する基本チェックリストにより対象者と認められた方（事業対象者）が利用できます。

総合事業には、  
どのような  
サービスがあるの？

代表的なものは、ホームヘルプサービスとデイサービスです。現在と同じサービスが利用できるほか、短期間（3か月程度）の集中的な支援によって改善が見込まれる方を対象に短期集中予防サービス（訪問・通所）を実施します。

また、「一般介護予防事業」、「その他の生活支援サービス」があり、平成28年度中には、サービスの基準を緩和したサービスや住民主体によるサービスも順次実施します。

総合事業を  
利用するには、  
どうしたらいいの？

まずは、**お近くの高齢者支援センター（センター）**（4頁参照）**にご相談ください。**

センターが実施する基本チェックリストを受け、事業対象者と判断されるか、対象者の状態に応じて、要支援の認定を受けていただくことになります。

総合事業はいつから  
利用できるの？

総合事業は、平成28年4月から利用いただけるようになりました。なお、平成28年3月31日以前から、要支援認定を受けている方は、次回の認定更新後から総合事業のサービスがご利用いただけます。

これまで利用していた  
福祉用具の貸与などの  
サービスは、  
もう使えなくなるの？

要支援の認定者を対象にした介護保険のサービスはこれまで  
どおり実施されます。

総合事業は、要支援の認定を受けている人及び同程度の状態  
にある人を対象にしています。総合事業のサービスのみを利用  
する場合には、要支援の認定は必要ありませんが、要支援の人  
を対象として提供しているサービス（福祉用具の貸与、訪問  
リハビリ、訪問看護など）を利用する場合は、要支援の認定が  
必要です。

総合事業の利用料は、  
いくらくらいかかるの？

原則、デイサービス、ホームヘルプサービスの利用料につい  
ては、これまでの利用料と変更はありません。なお、短期集中  
予防サービスについての利用者負担はありません。なお、平成  
28年度中に順次実施していく予定のサービスについては、今  
後、検討していきますが、現行サービス利用料の基準を上回る  
ことはありません。

基本チェックリストは、  
何のために実施するの？

基本チェックリストは、日常生活での身体、動作の状況や  
運動機能、物忘れの状況など25項目の質問に回答をいただき、  
介護が必要な状態について判定するもので、高齢者支援センター  
が対象者と面接をして実施します。

要支援認定を受けることなく、チェックリストの判定のみ  
でサービスを利用することができるため、手続きの簡略化が  
図られます。

総合事業のご利用は、**お住まいの地区の高齢者支援センター**にご相談ください。

緑 区	橋 本 高齢者支援センター	042-773-5812	津 久 井 高齢者支援センター	042-780-5790
	相 原 高齢者支援センター	042-703-5088	相 模 湖 高齢者支援センター	042-684-9065
	大 沢 高齢者支援センター	042-760-1210	藤 野 高齢者支援センター	042-686-6705
	城 山 高齢者支援センター	042-783-0030		
中 央 区	小 山 高齢者支援センター	042-771-3381	光 が 丘 高齢者支援センター	042-750-1067
	清 新 高齢者支援センター	042-707-0822	大野北第1 高齢者支援センター	042-704-9551
	横 山 高齢者支援センター	042-751-6662	大野北第2 高齢者支援センター	042-768-2195
	中 央 高齢者支援センター	042-730-3886	田 名 高齢者支援センター	042-764-6831
	星 が 丘 高齢者支援センター	042-758-7719	上 溝 高齢者支援センター	042-760-7055
南 区	大 野 中 高齢者支援センター	042-701-0511	新 磯 高齢者支援センター	046-252-7646
	大 沼 高齢者支援センター	042-705-5435	相模台第1 高齢者支援センター	042-767-3888
	大 野 台 高齢者支援センター	042-758-8278	相模台第2 高齢者支援センター	042-741-6665
	大 野 南 高齢者支援センター	042-767-3701	相 武 台 高齢者支援センター	042-745-2644
	上 鶴 間 高齢者支援センター	042-767-2731	東 林 第 1 高齢者支援センター	042-740-7708
	麻 溝 高齢者支援センター	042-777-6858	東 林 第 2 高齢者支援センター	042-705-8278